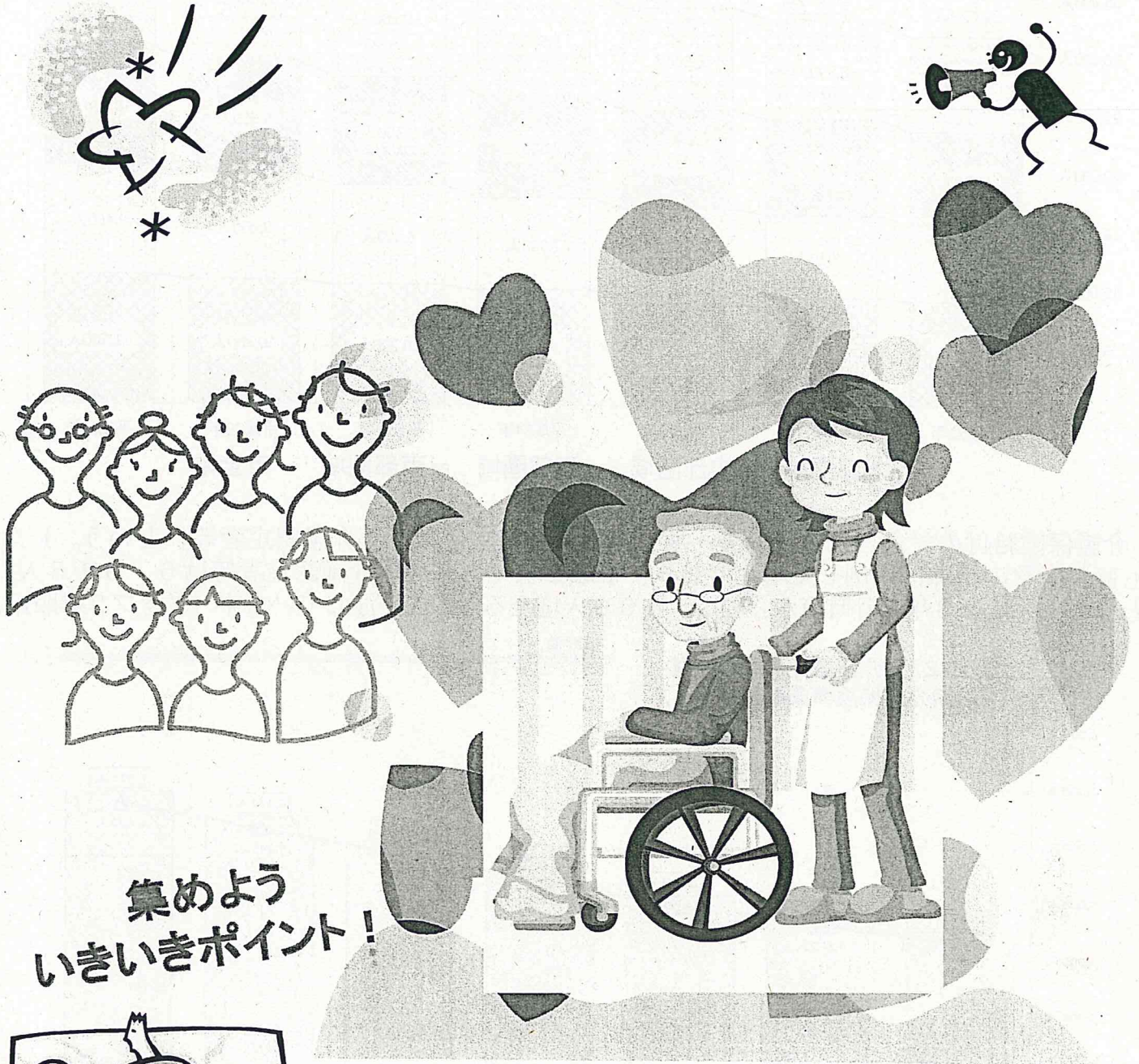


流山市介護支援サポーター事業 の導入に関する計画書



集めよう
いきいきポイント！

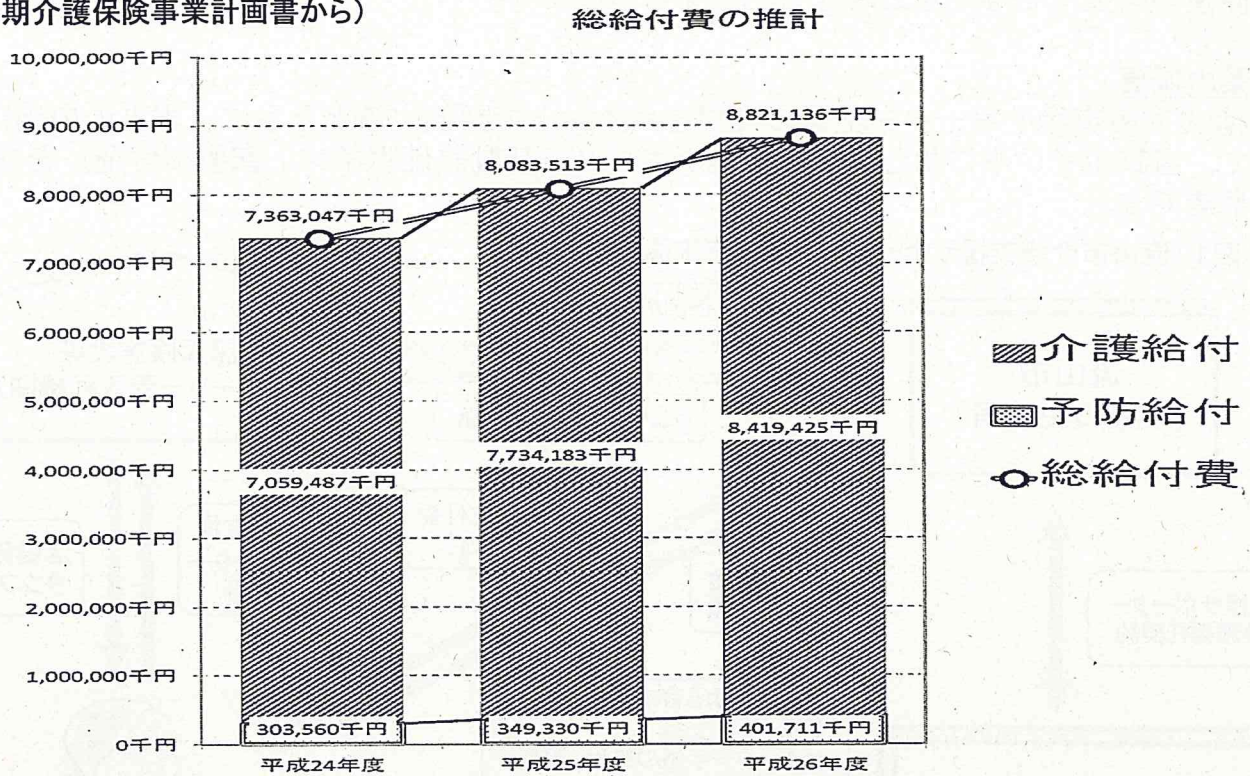


平成25年3月版
流山市健康福祉部介護支援課

こうした要介護認定者等のサービス利用に係る保険給付を行うための介護保険事業の総給付費（介護給付と予防給付の合計）は、平成26年度には88億円を超え、第5期の3年間で約14億5,000万円の給付増となるものと見込んでいます。

今後、団塊の世代が要介護認定等のリスクが高まる後期高齢期（75歳以上）を迎えていくと、これらの伸びはさらに急速に上昇することが十分予測できます。

グラフ3 介護保険総給付費の推計
（第5期介護保険事業計画書から）



介護保険制度は、老後の最大の不安要因のひとつである介護を、社会全体で支える制度として定着していますが、今後も制度の持続可能性を維持しつつ運営することが重要な課題となっています。

そのためには、保険給付費の伸びを緩やかにすることが求められますが、それに対応する有効な手段のひとつが介護予防の取り組みです。

特に、高齢者がボランティアなどの社会参加活動に参加することは、自らの心身の健康の保持や増進につながるものと考えられます。

こうした中で、国では平成19年度から、「社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施」として、市町村の判断で、介護保険制度における地域支援事業（第1号被保険者（＝65歳以上の者）の介護予防や権利擁護などを推進する事業）を活用して高齢者の介護支援ボランティア活動を推進する事業を行うことを可能としています。

地域支援事業を活用して介護支援ボランティア事業を実施する市町村は、近隣では柏市、松戸市、我孫子市、印西市、成田市が実施しているほか、平成24年12月時点で実施市町村は全国で75となっています。

流山市では、第5期介護保険事業計画において、介護支援サポーター事業の導入を位置づけました。現在、平成25年4月からのスタートを目指して準備を進めているところです。

2 事業の名称について

ボランティアとは、無償で社会奉仕活動を行う意味として一般的に定着しています。

当事業は、施設・事業所での活動を通じて取得したポイントを、小額ですが金銭に転換できる仕組みであることから、無償のボランティア活動とは異なるものであることを明確にするために、名称を「介護支援サポーター事業」とすることにしています。

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護

○活動内容 利用者の見守り・話し相手、食事やおやつの配膳・下膳、レクリエーション活動の補助（演舞、手品等自ら披露をする場合や、利用者の囲碁・将棋の対戦相手役等の活動を含む。）、洗濯物の整理整頓、そのほか施設・事業所職員の指導のもとに行う軽微かつ補助的な活動（例：施設内の草刈り、花壇手入れ、シーツ交換、散歩・移動の補助など）

オ サポーターを受け入れる施設・事業所は、市に申し出て登録を受けることとします。

カ 登録施設・事業所は、サポーターの活動実績に応じて、サポーター本人が持参したサポーター手帳に、活動確認スタンプを押印します。押印は、サポーター活動1時間につき1スタンプとし、1日に最大2スタンプを上限とします。

キ 管理機関は、サポーター手帳に押印されたスタンプを1スタンプ100ポイントで評価し年間最大5,000ポイントの介護支援サポーター活動評価ポイントを付与します。

ク サポーターは、付与されたポイントを活用して介護支援サポーター活動評価ポイント転換交付金又は流山共通ポイント（通称「ながぼん」）カードポイントの交付を受けることができます。交付金等に交換できる評価ポイントは、年間最大5,000ポイントとします。

ケ 転換交付金等は、サポーターに介護保険料の未納又は滞納がある場合は交付しません。

6 介護保険施設等で活動中のボランティア（個人・グループ）との関係（図2参照）

サポーター事業は、ボランティアとは異なる社会参加活動であるという立場です。

サポーター事業は、高齢者の社会参加活動を積極的に支援することを目的としています。よって、流山市の介護保険第1号被保険者（要支援・要介護認定者を除く。）であれば、いつでもサポーターの登録を受けてサポーター活動を行うことが可能です。

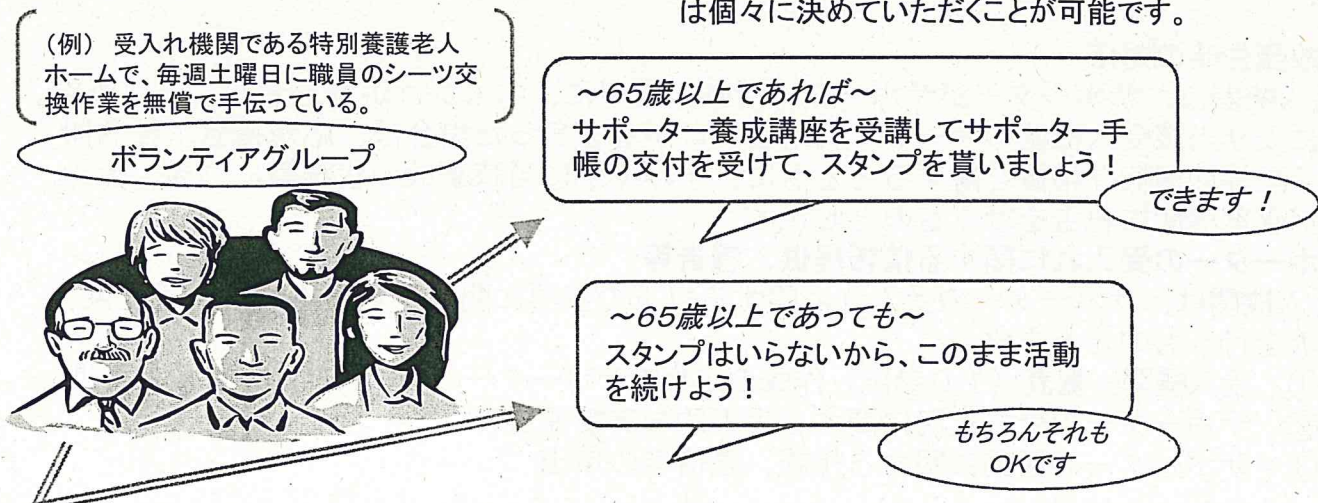
すなわち、既に特別養護老人ホームやデイサービスセンターでボランティアとして活動している第1号被保険者である個人ボランティア又はボランティアグループに所属する第1号被保険者についても、ご自身の判断で、介護支援サポーター養成講座を受講していたら、サポーターの登録を受けて、サポーター活動に参加することができます。

さらに、その個人又はグループのボランティア活動の場が介護支援サポーター受入機関の登録を受けており、かつ、その個人又はグループが行っている活動内容がサポーター活動として認められているものに該当する場合は、ご本人がその施設等に申し出て、サポーター手帳に活動確認スタンプの押印を受けることができる取扱いとします。

ただし、当該活動がサポーター事業とは別に、何らかの対価を伴うものである場合は、スタンプの押印の対象とはなりません。

【 図2 ボランティアグループの取扱いについて 】

* 65歳以上の方が介護支援サポーター事業に参加するかどうかは個々に決めていただくことが可能です。



9 サポーターの育成について（流山市独自の取組み）

（1）考え方

サポーター事業には、心身に障害を抱えた要介護（要支援）認定者に関わることに経験のない高齢者が相当数参加するものと予測されます。

よって、サポーター活動への参加意欲はあるものの、実際の活動場面において何らかの不安を持つ方もいると考えられます。

一方、サポーターは、サポーター活動に際し、介護保険サービス利用者の特性に十分注意を払う必要があります。例えば、認知症を抱える方は、外部からの影響を受け易く、他人の不用意な言動がきっかけとなって精神的な混乱を生じてしまう場合があります。

特に、認知症の方は、一見では、わからない場合が多い傾向にあります。

また、適切なサポーター活動を行うためには、受入機関の職員による助言・指導が頼りとなりますが、他の利用者への対応などのため、必ずしもサポーターに常時目配りが行き届くとは限りません。

よって、このような課題に対応し、サポーター事業に参加する高齢者が、安心してサポーター活動に参加するとともに、サービス利用者に対して適切な対応をとることが可能となるよう支援することを目的として、事前の研修の仕組みを設けることとしたものです。

（2）新規研修

サポーターの新規の登録を希望する方を対象に、サポーターとして必要なマナーや、知識・技能の習得を目標とした「介護支援サポーター養成講座」を実施します。

講座は、延べ2日間とし、全ての講座を修了した方に対しサポーター手帳を交付します。

具体的な講義の内容やスケジュールは、別紙「介護支援サポーター養成講座実施要領」のとおり計画しています。

（3）フォローアップ研修

サポーター手帳の交付を受けている方を対象として、サポーター活動に係る知識及び技能の維持・向上を図ることを目標としたフォローアップ研修を定期的実施します。

講座の内容は、例えば、相手方とのコミュニケーションの取り方の向上を目指す講義や、実際のサポート活動を事例としたグループワークのほか、介護保険制度の改正に関する説明などが考えられます。また、サポーター同士の連携を深め、さらなる自主的な社会参加活動の実施を促進又は支援するため、サポーターの交流会を実施することも検討していきます。

1.2 サポーター活動の開始時期について

サポーター事業は、平成25年4月1日のスタートとする予定です。

4月1日の広報ながれやまに掲載するとともに、サポーター募集を開始します。

5月からは、介護支援サポーター養成講座を順次開催していきます。

その後は、サポーター手帳の交付を受けた方から順次受入機関に活動の申込みを行い、受入機関側の受入体制が整えば活動開始となります。受入機関が事前の準備に要する期間や介護支援サポーター保険の適用期間（1年間）を考慮し、平成25年度については、統一したサポーター活動開始日を設けることとし、その日を平成25年7月1日（月曜日）とする予定です。

1.3 介護支援サポーター活動確認スタンプ

サポーターは、サポーター活動を行ったときは、サポーター手帳のスタンプ押印欄に、「介護支援サポーター活動確認スタンプ」（以下「活動確認スタンプ」といいます。）の押印を受けることができます。

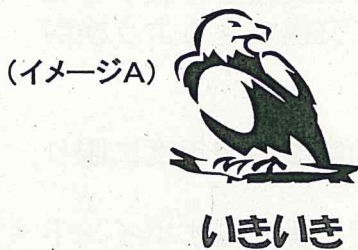
押印は、8の（2）のとおり、1日当たり最大で2スタンプの押印を上限とします。

活動確認スタンプは、オリジナルの印影として作成します。

活動確認スタンプのサポート手帳への押印のイメージは、図4のとおりです。

【 図4 活動確認スタンプの押印例 】

これらの活動確認スタンプの印影は一例です。実際に使用するスタンプの印影については、現在検討中です。



(イメージB)









例

例

活動記録1 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者は押印し、日付を入れてください。



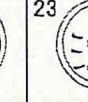


※1時間程度で1スタンプ、1日に活動時間・参加事業数に関わらず2スタンプが上限です。

| | | | |
|--|--|--|--|
| 1  日付 月 日 | 2  日付 月 日 | 3  日付 月 日 | 4  日付 月 日 |
| 5  日付 月 日 | 6  日付 月 日 | 7 | 8 |
| 9 | 10 | 11 | 12 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 13 | 14 | 15 | 16 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 17 | 18 | 19 | 20 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

活動記録2 スタンプ押印欄

※ボランティア受入先担当者は押印し、日付を入れてください。

※1時間程度で1スタンプ、1日に活動時間・参加事業数に関わらず2スタンプが上限です。

| | | | |
|---|--|---|---|
| 21  日付 月 日 | 22  日付 月 日 | 23  日付 月 日 | 24  日付 月 日 |
| 25  日付 月 日 | 26 | 27 | 28 |
| 29 | 30 | 31 | 32 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 33 | 34 | 35 | 36 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |
| 37 | 38 | 39 | 40 |
| 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 | 日付 月 日 |

* 手帳は、東京都稲城市で使用されているものをモデルにしています。

15 介護支援サポーター活動評価ポイントの精算について

(1) 転換交付金の交付

サポーターは、評価ポイントを活用して「介護支援サポーター活動評価ポイント転換交付金」（以下「転換交付金」といいます。）の交付を受けることができます。

転換交付金は、1,000ポイント単位で交付するものとし、その算定基準は表2のとおりとします。転換交付金の交付は、年間5,000円を上限とします。

転換交付金を受けようとする方は、転換交付金の交付申出期間内に、管理機関による評価ポイント証明を受けた上で、市に交付申請書を提出するものとします。

表2 転換交付金の算定基準

| 評価ポイント | 転換交付金の額 |
|-----------|---------|
| 1,000ポイント | 1,000円 |
| 2,000ポイント | 2,000円 |
| 3,000ポイント | 3,000円 |
| 4,000ポイント | 4,000円 |
| 5,000ポイント | 5,000円 |

(2) 流山共通ポイントカード（通称「ながぼん」）のポイントとの交換

転換交付金以外の評価ポイントの活用方法として、ながぼんのポイントへの交換ができる仕組みを設ける予定です。

ながぼんへの交換については、交換する評価ポイントに20%相当のポイントを上乗せして交付する特典を設ける予定です。ただし、上乗せポイントの予算の範囲内で受け付けるものとします。

算定基準の詳細は、表3のとおりとします。交換する評価ポイントの上限及び申請手続は、転換交付金の場合と同じとします。

表3 ながぼんカードポイントの算定基準

| 評価ポイント | 交付するながぼんポイント |
|-----------|--------------|
| 1,000ポイント | 1,200 ながぼんP |
| 2,000ポイント | 2,400 ながぼんP |
| 3,000ポイント | 3,600 ながぼんP |
| 4,000ポイント | 4,800 ながぼんP |
| 5,000ポイント | 6,000 ながぼんP |

～ながぼんカード～

流山商業協同組合が運営しています。流山市内の加盟店（現在87店舗）で使える市内共通ポイントカードです。現金での買物100円で1ポイントが貯められ、1ポイント＝1円として買物に使えます。

(3) 転換交付金等の交付の要件

転換交付金等の交付を申し出る書類の提出があった場合は、市は、当該申出に係る方について、介護保険料の未納又は滞納が無いことを確認したのに対し、転換交付金を交付します。

【平成25年度の介護支援サポーター活動の流れ】

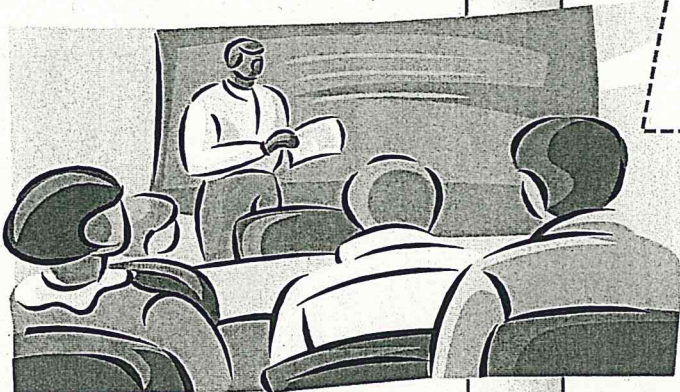
H25年4月1日
から随時

管理機関に介護支援サポーターの
登録を申出

★サポーター事業市民説明会の開催
4月 9日 (北部公民館)
4月10日 (初石公民館)
4月11日 (東部公民館)
4月12日 (南流山センター)
4月20日 (ケアセンター)

5月中旬から

サポーター養成講座の受講(2日間)
～ サポーター手帳の取得 ～



介護支援サポーター養成講座日程

第1期(平成25年5月18日～19日)
第2期(" 5月25日～26日)
第3期(" 6月 1日～ 2日)
第4期(" 6月15日～16日)



5月下旬以降
(手帳取得後)

介護支援サポーター活動の申込み及び受入調整
(サポーター ⇄ 受入機関)

- 介護支援サポーター養成講座を修了した介護支援サポーターが、直接、受入機関に活動の申込みを行います。受入機関においては、申込受付及び受入調整を行います。
- 介護支援サポーターが申し出た場合、サポーター管理機関が活動先のコーディネートを行うこととします。

平成25年7月1日～
介護支援サポーター事業スタート!

H26年度末
(市が期間を指
定します)

活動確認スタンプの評価ポイントへの交換等

- 管理機関に申し出て、貯まった活動確認スタンプを評価ポイントに交換するとともに、次年度用のサポーター手帳の交付を受ける。
- 評価ポイントを転換交付金(最大5,000円)又はながぼんポイント(最大5,000円+20%の上乗せ)に交換する。